

# 長橋地域 地区防災計画



家族の連絡先(携帯電話等)	
名前	連絡先(TEL)

災害時の避難に関する決め事	
災害時避難所	
津波避難場所	
一時避難場所	
メモ(アレルギー・薬名など)	

## 固定電話使用の場合

伝言の録音方法	災害用「伝言ダイヤル171」のかけ方	伝言を入れる
171 → 1 → ( ) -		
ガイダンスが流れます 被災地の方は自宅の番号、被災地以外の方は被災地の方の電話番号		
伝言の再生方法	災害用「伝言ダイヤル171」の聞く方法	伝言を聞く

171 → 2 → ( ) - 伝言を聞く

ガイダンスが流れます 被災地の方は自宅の番号、被災地以外の方は被災地の方の電話番号

\*携帯電話の場合は、災害用伝言板をご利用ください。(使用方法については、各携帯電話会社にご確認ください)

## 避難所の基本ルール

避難所を利用する方は、次の「ルール」を守ってください。

避難所運営委員会

- ①避難所の入・退所時は受付の指示に従い「避難者名簿」を作成し提出してください。一時的に当避難所を利用される方も作成・提出をお願いします。(退去時は、転居先を確認させていただく場合があります)
- ②介護の必要な方、持病のある方など生活に配慮が必要な方は受付にて申し出でください。(詳細な情報を確認させていただく場合があります)
- ③ペットなど動物類の入所については、別途定めるルール「ペット飼育ルール」に従い飼育管理を行ってください。
- ④自家用車の避難所内への入場は、原則禁止します。但し、要配慮者等の移送用として一時的に入場が必要な場合は受付に申し出でいただき受付員の指示に従ってください。
- ⑤避難所施設内には、危険箇所など入室や使用を禁止している場所があります。貼紙・札などの表示に従ってください。
- ⑥避難所内は、救護室・福祉避難室などの専用スペースと住居スペースにレイアウトしています。避難所配置図をご覧ください。
- ⑦施設内は禁煙です。また、火気使用についても所定の場所以外は禁止します。「火気使用規則」に従った施設利用をお願いします。
- ⑧避難所内での飲酒は禁止します。
- ⑨避難所の施設・運営状況の変化や衛生管理の観点から、生活スペースを移動する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ⑩起床・就寝時間の設定や清掃・ごみ処理、プライバシーの保護など共同生活上の標準的なルールを定めた「共同生活ルール」及び各個別ルールに従った避難生活をお願いします。
- ⑪安心安全な環境を確保するために夜間警備を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ⑫食糧・物資等は、原則として全員に公平に提供できる状態で指定の場所で配布します。
- ⑬避難所は避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。避難者の皆さんに運営に関わる協力をお願いする場合がありますので、積極的な参加をお願いします。
- ⑭避難所の避難室等の使用については、避難所運営委員会の指示に従ってください。

## 災害発生後の行動～避難行動へ

### 揺れを感じたら

- あわてず落ち着いて危険な物(家具やガラス戸)から離れましょう。
- パニックにならないで冷静に!
- 身近に火元があれば消し、離れた場所であれば身の安全確保を優先しましょう。
- 無理に火を消そうとせず、揺れがおさまるまで近づかないようにしましょう。(都市ガスは震度5相当以上で自動的に遮断されます)
- 座布団やバッグなど身近にある物で頭を保護し、丈夫なテーブルなどの下へ逃げ込みましょう。



### 揺れがおさまったら

- 火の始末をしましょう。(ガスの栓も閉めます)火災が発生し自力消火に不安があれば大声で周囲に知らせましょう。
- 室内ではガラスの破片などが散乱している場合があるので、スリッパや靴を履きましょう。
- 避難の準備をしましょう。(ドアを開けておく)
- テレビやラジオ等で正確な情報を入手しましょう。(停電時はラジオや自主防災組織などから情報を入手し、根拠のない情報に惑わされないようにしましょう)
- 外出中の家族の安否を確認しましょう。



## さまざまな状況に応じた避難行動や避難場所

- 一時避難場所へ避難  
強い揺れの地震により建物が倒れる可能性がある場合は公園や広い場所へ避難しましょう。



- 津波避難場所へ避難  
大きな地震により家に戻れない場合は高い建物の3階以上に避難しましょう。

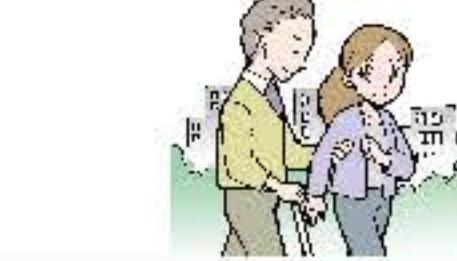


### 「避難指示(緊急)」や「避難勧告」が出たら

- 避難準備・強制力弱い  
避難勧告
- 避難準備・強制力強い  
避難指示(緊急)
- 発表された時にとる行動
- 特に避難行動に時間を必要とする方は、避難場所への避難行動を早急に開始してください。それ以外の方は家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始してください。
- 発令された対象地域で通常の避難行動ができる方は、計画された避難場所等への避難行動を開始してください。
- 避難中の方は確実な避難行動をとってください。また避難していない方は、ただちに避難行動に移るとともに、時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をお願いします。

### 視覚障がい

- わかりやすく複数回繰り返し伝え、誘導は腕をつかんでもらいましょう



### 聴覚障がい

- 正面から口を大きく動かしゆっくり伝え、伝わらない場合は紙などに書いて伝えましょう



### 肢体が不自由

- 車椅子等を利用して、あるいは背負って早めに避難しましょう



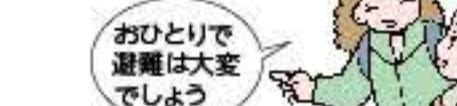
### 子どもや妊産婦

- 子どもに恐怖心を煽らないようにします。妊婦の方や赤ちゃんには、あわてず早めに避難できるよう介助しましょう



### 高齢者

- 身近な避難場所の説明をします。大きな声でゆっくり話します。また、恐怖心を煽らす正確に情報の伝達をします



### 日本語がわからない外国人

- 災害の情報を身振り手振りなどで伝えましょう



## 長橋小学校避難所の配置図

「災害時避難所」は、災害時に混乱が生じないよう、事前に専用スペース(本部、救護室他)や避難室など機能別の配置をきめています。

※状況により変更する場合があります



## 鶴見橋中学校避難所の配置図

※状況により変更する場合があります

主な専用スペースの場所

用 途	場 所
1 対策本部	教諭室
1 救護室	保健室
1 保育室	保育室
1 病人・けが人室	病院
1 多目的室	複合式教室室(高齢者)
1 オープンスペース	複合式教室室(高齢者)
3 会議室	複合式教室室(高齢者)

